

公益財団法人名古屋産業振興公社 高度人材活躍支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 高度人材活躍支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、この要綱に定めのない事項については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）を準用し、公益財団法人名古屋産業振興公社理事長（以下「理事長」という。）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助金 この要綱により公益財団法人名古屋産業振興公社（以下「公社」という。）が交付する補助金をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、中小企業者には法人格を有する者のみが該当し、個人を含まない。
- (3) 事業所 中小企業者が自らの事業活動の用に供する施設（事務所、工場、研究所、店舗、倉庫等）をいう。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、名古屋市内（以下「市内」という。）の中小企業者が、市内中小企業者が抱える高度人材の雇用に関する課題解決を支援する事業を実施するにあたり、その事業に要する経費の一部を補助することにより、当地域におけるイノベーション推進につなげることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第9条に規定する交付の申請の日において、別表に掲げる要件を全て満たすものとする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内中小企業者の高度人材の「採用」「受入」に広く寄与する事業とする。

(補助要件)

第6条 理事長は、補助事業者が補助事業について次に掲げる各号の要件を全て満たす場合に予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 市内中小企業者に対する高度人材の「採用」「受入」に広く寄与する事業を新たに展開する具体的な計画があること。
- (2) 補助事業実施に当たり、必要な法令が守られていること。
- (3) 補助事業は、次条第2項に規定する実施期間に契約し、履行するものであり、かつ

当該期間中に全ての支払いが完了するものであること。

- (4) 補助事業の実態が確認できること。
- (5) 補助事業について、公社による確認の要請及び成果報告の協力に応じること。
- (6) 補助事業を実施する期間中に同一の経費について、国や地方公共団体の他の補助金の交付対象となっていないこと。
- (7) その他補助金を交付することについて、国や地方公共団体の補助金や給付金等を不当に受領し処分を受けたことがあるなど、理事長が不相当と認める事由のないこと。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、金額は、消費税及び地方消費税を除いたものとする。

- 2 補助事業の実施期間は、第10条に規定する交付決定の日から当該事業年度（4月1日から翌年3月31日までを事業年度とする）の2月末日までとする。
- 3 前項の規定に関わらず、第9条第2項の規定により、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金交付申請書事前着手届（様式第5号。以下「事前着手届」という。）の提出があった場合は、理事長は、着手年月日（補助金の公募開始日以降のものに限る。）以降の期間を補助事業の実施期間に含めることができる。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を限度とし、1補助事業者当たり補助限度額1,000万円とする。

- 2 補助金の額の計算にあたっては、千円未満を切り捨てる。
- 3 第1項の補助金の額は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれている場合においては、当該補助金から当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減じて得た額とする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付の申請は、理事長が指定する期間に、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、別表に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

- 2 補助事業を実施する場合において、前項の申請を行う者で、事業目的達成のために交付決定前に事業を実施する必要がある場合には、事前着手届を交付申請書に添えて理事長に提出しなければならない。ただし、この届出の受理は、交付の決定を保証するものではない。

(交付の決定等)

第10条 理事長は、前条に規定する交付の申請を受けた場合においては、次条に規定する

評価委員会の評価結果を踏まえ、予算の範囲内で交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により交付の決定をするときは、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）を前条の規定により交付の申請を行った者に送付するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により不交付の決定をするときは、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金不交付決定通知書（様式第7号。以下「不交付決定通知書」という。）を前条の規定により交付の申請を行った者に送付するものとする。

（評価委員会）

第11条 理事長は、前条の交付の決定及び不交付の決定並びに第14条の変更の承認について必要があると認めるときは、有識者等により構成する評価委員会を開催し、意見を求めることができる。

2 前項に規定する評価委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（交付の条件）

第12条 補助金の交付の決定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実績報告を行うこと。

(2) 補助事業の内容及び経費配分を変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）する場合においては、理事長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないおそれ又は補助事業の遂行が困難となるおそれがある場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業者が代表者、住所又は組織等を変更したときは公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金代表者等変更届（様式第8号）に必要な書類を添付して速やかに理事長に提出すること。

(6) この要綱及び規則の規定に従うこと。

(7) その他理事長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項を遵守すること。

2 軽微な変更とは、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる補助対象経費総額の20%を超えない額の経費配分の変更等をいう。

（申請の取下げ）

第13条 補助事業者は、第10条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、定められた期日までに申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げは、補助事業者がその旨を記載した書類を理事長に提出して行うものとする。

3 第1項に規定する期日は、補助事業者が第10条第2項の規定による通知を受けた日から20日を経過した日とする。

(変更の承認)

第14条 補助事業者は、第12条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金事業変更承認申請書(様式第9号)に必要な書類を添付して理事長に提出するものとする。ただし、変更により補助対象経費が増額になった場合でも、交付決定額からの増額は一切認めないものとする。

2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金事業変更承認通知書(様式第10号)を事業の変更の承認を受けた者に送付するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第15条 補助事業者は、第12条第1項第3号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、高度人材活躍支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第11号)に必要な書類を添付して理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第12号)を事業の中止又は廃止の承認を受けた者に送付するものとする。

(実績報告)

第16条 第12条第1項第1号に規定する実績報告は、補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)後、理事長が別に定める日までに公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金事業実績報告書(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添付して理事長に提出するものとする。

(1) 事業実績書(様式第14号)

(2) 補助対象経費に係る発注書、契約書等の着手した日がわかる書類の写し

(3) 補助対象経費に係る納品書の写し

(4) 補助対象経費に係る請求書の写し

(5) 補助対象経費に係る領収書の写し(補助事業者が補助対象経費を支払っていることが証明できるもの)

(6) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、交付申請書に添付して提出したもので、その内容に変更のない場合は書類の提出を省略することができるものとする。

(額の確定)

第17条 理事長は、前条の実績報告を受けた場合においては、その内容について精査を行い、交付の条件に適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金額確定通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(交付請求)

第18条 前条の通知を受けた補助事業者は、理事長が別に定める日までに公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金交付請求書（様式第16号）により補助金を請求するものとする。

(交付)

第19条 理事長は、前条に規定する交付請求を受けたときは、内容を確認した後、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的を勘案して5年間を経過した場合は、この限りではない。

(交付の決定の取り消し)

第21条 理事長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 前2項に規定する場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は交付の条件若しくは条例その他関係法令等に違反したとき。

(2) 交付の決定後に補助事業者が第4条及び第6条の要件を欠くに至ったとき。ただし、第4条別表に掲げる補助事業者の要件のうち第3号については、交付決定後5年以内に要件を欠くに至った場合に限る。

(3) 虚偽の申請等の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(4) 計画変更等により、補助金の交付決定額を減額すべきとき。

(5) 補助事業者及びその役員又は従業員が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。

(6) 交付決定後5年以内に、正当な理由なく事業活動を休止又は廃止したとき。

(7) その他補助の目的が達成されないと理事長が認めたとき。

4 前3項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金交付決定取消通知書（様式第17号）により交付対象者に送付するものとする。また、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者に対し、公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金返還請求書（様式第18号）により、補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。ただし、やむを得ない事由で理事長が認める場合はこの限りでない。

(検査等)

第22条 理事長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(成果の発表)

第23条 理事長は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(協力事項)

第24条 補助事業者は、情報の提供、ヒアリングへの対応等の出席について補助事業者の負担において理事長に協力するものとする。

(その他)

第25条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

別表

<p>第4条</p> <p>補助事業者</p>	<p>(1) 中小企業者であること。</p> <p>(2) みなし大企業でないこと。(発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者でないこと。)</p> <p>(3) 本店として登記されている所在地が市内であり、かつ、市内に事業所があること。</p> <p>(4) 営利を目的とした事業を営むものであること。</p> <p>(5) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(6) 事業の実態が確認できること。</p> <p>(7) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可を受ける事業若しくは第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。</p> <p>(10) 政治・宗教団体でないこと。</p> <p>(11) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと。</p> <p>(12) 法令違反による処罰等をかかえている者でないこと。</p> <p>(13) その他補助金を交付することについて、理事長が不相当と認める事由のないこと。</p>
<p>第7条 第1項</p> <p>補助対象経費</p>	<p>(1) 人件費</p> <p>(2) 広報費</p> <p>(3) ソフトウェア等導入・ウェブサイト関連費</p> <p>(4) 知的財産権関連経費</p> <p>(5) 外注費</p> <p>(6) 委託費</p> <p>(7) 専門家謝金</p> <p>(8) 旅費</p> <p>(9) その他、事業実施に必要と理事長が認める経費</p>
<p>第9条</p>	<p>(1) 公益財団法人名古屋産業振興公社高度人材活躍支援補助金交付申請書 添付書類チェックリスト（様式第2号）</p> <p>(2) 企業概要書（様式第3号）</p> <p>(3) 事業計画書（様式第4号）</p> <p>(4) 補助事業に係る見積書の写し</p>

交付の
申請

- (5) 申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書及び定款
- (6) 貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずるもの（直近3事業年度分）
- (7) 市税に関する滞納がない旨の証明
- (8) その他理事長が必要と認める書類（交付決定前に事業を実施する場合は、事前着手届（様式第5号））